

令和 8 年 9 月 10 日
物流・自動車局旅客課

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（第 26 期）を実施します ～令和 8 年 6 月 1 日から 7 月 31 日の間の LP ガスに係るコスト負担に対して支援を実施～

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（第 26 期）の申請受付を、
9 月 10 日（木）から開始します。
なお、今回の対象期間は令和 8 年 6 月 1 日～7 月 31 日です。

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LP ガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、第 1 期～第 25 期に続き、第 26 期（令和 8 年 6 月 1 日～7 月 31 日）の申請受付を開始します。

1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

2 申請受付期間

令和 8 年 9 月 10 日（木）～11 月 6 日（金）16 時

3 支援内容

令和 8 年 6 月 1 日～7 月 31 日の間における、LP ガスに係るコスト負担に対して支援を実施。

※令和 8 年 8 月以降の事業については、別途お知らせします。

4 事業の執行団体

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ株式会社内）

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設 Web サイト】

<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

※第 1 期～第 25 期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

5 その他

- ・令和 8 年 8 月以降の事業については、別途お知らせします。
- ・第 1 期～第 25 期（令和 4 年 1 月～令和 8 年 5 月分）の受付は終了しています。
- ・第 23 期～第 25 期に補助金を受領された事業者においては、第 26 期については申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設 Web サイトをご覧ください。

【問い合わせ先】

（補助事業の申請に関すること）

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ株式会社内）

TEL：050-5445-8443

※第 1 期～第 25 期と異なりますのでご注意ください。

（事業全般に関すること）

物流・自動車局旅客課 武藤、下條

代表：（03）5253-8111（内線 41223）

直通：（03）5253-8571